

京都市物品会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年1月19日

京都市長 梶本頼兼

京都市規則第 119 号

京都市物品会計規則の一部を改正する規則

京都市物品会計規則の一部を次のように改正する。

別表第2教育委員会事務局の項中「学校指導課」の右に「、スチューデントシティ・ファイナンスパーク開設準備室」を加える。

附 則

この規則は、平成18年1月20日から施行する。

(会計室)